営業の届出（オンライン届出用）

食品衛生申請等システムに関する動作・操作・仕様については
システムのヘルプデスクへお問い合わせください。
TEL：080-4953-0566（代表）
Mail：TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp

ログイン

- 事前に食品等事業者情報登録を済ませてください。
- 食品衛生申請等システム
  https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp
  にアクセスし、ログイン画面を起動します。
- 下図はＰＣ上の画面表示ですがスマートフォン・モバイル端末でもご利用できます。

事業者情報登録時に発行されたID

事業者情報登録時に設定した８文字以上の英数字等

届出画面の起動

- トップメニューの「営業の届出」ボタンを押下します。

届出営業施設一覧

- 届出営業施設一覧画面が表示されますので、「新規届出」ボタンを押下します。

届出営業施設登録

- 営業施設の情報を入力します。
- 黄色のセルは必須項目ですので必ず入力してください。
- 白色のセルは必要に応じて入力してください。

事前にユーザ登録した情報が反映されます。

担当者を確認してください。営業店舗ごとの担当者を設定できます。

営業施設の情報を入力

自動車を使用した営業の場合に入力

日本標準商品分類（総務省ホームページに掲載）を参照して選択

自動販売機の営業の場合は型番を入力

使用する水を選択

水道水以外の水を使用する場合は水質検査の結果を画面下の「ファイル登録」より添付

「＋」ボタンを押下して営業の種類を選択
複数の届出業種を営んでいる場合、代表的なもののみでもよい
（不明な場合は「営業種類の説明」より確認できます）

該当の資格を持っている方は選択

受講した食品衛生責任者養成講習会の名称と受講年月日を記載
（受講していない方は速やかに受講し、受講後登録してください）

該当事項を選択

※該当する場合は☑

※指定成分とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（例）プエラリア・ミリフィカ等

開示情報を確認

「水質検査の結果」等の書類を添付する場合に登録

- 全ての入力が完了したら、最後に「確認ボタン」を押下してください。確認画面に遷移します。
- 「戻る」ボタン押下で、届出営業施設一覧画面に戻ります。
- 「一時保存」ボタンを押下することにより、入力内容を保存しておくことができます。

登録

- 「確認」ボタンを押下すると、確認画面が表示されるので、入力内容に間違いがないか確認します。

- 間違いがなければ、「登録」ボタンを押下して、営業届出の新規登録を行います。
- 管轄する保健所に対して、営業届出登録の旨がメールで通知されます。
- 内容に間違いがある場合は「戻る」ボタンを押下して届出営業施設登録画面に戻り、再入力します。

登録完了

- 登録が完了すると、整理番号を発番し、完了画面に遷移します。

登録した届出を管轄保健所が受理すると登録メールアドレスに受理メールが届きます。これをもって営業の届出完了となります。
届出内容に不備がある場合は差戻しされますので、該当箇所を訂正のうえ、再度登録をお願いします。